

部からは4月に提案されている事項なので、事業内容・予算について承認をお願いしたい。

◎ 賛成:全会一致で承認された。

(8) 技術委員会:令和2年度建築士事務所キャンペーン事業について承認の件

・連合会としての取り組みであることが報告され、単位会としては例年4ブロックで開催されており、今年度は千葉ブロックが千葉支部、葛南ブロックは東葛支部、成田ブロックが成田支部、君津・安房ブロックは安房支部が担当する。理事会で承認されれば、担当支部に連絡し、取組について協議する。費用については日事連より支給される10万円で実施する。

◎ 賛成:全会一致で承認された。

(9) 日事連:令和2・3年度 委員会委員等について承認の件

・専門委員会「既存住宅状況調査専門委員会」に須田副会長が委員として継続し、「会誌編集専門委員会」に田端常任理事(広報委員長)を新委員として、専門担当「建賠保険担当」に加藤義道(印旛)氏が委員として継続する。

◎ 賛成:全会一致で承認された。

(10) 総務委員会:総務委員会規則について承認の件

・総務委員会規則がこれまではなく、細則に沿って規則を制定した。

◎ 賛成:全会一致で承認された。

(11) 総務委員会:表彰・推薦等の基準について承認の件

・これまで協会内の表彰等の基準としての規則は存在したが、事務所協会以外の外部団体の表彰について、事務所協会としての推薦等の基準の規則が無かった。表彰等の基準は「創立記念功労者表彰」について一部手直しをし、外部団体の表彰について推薦基準を作成したので、審議をお願いしたい。

・提案された事案に不備が指摘されたため、議長より、このまま審議を継続するに対し、散賛否を諮った。結果2名の反対があったが審議を継続した。

・これまで、推薦基準が無かったという大前提で、理事会で指摘された事項については次回の理事会に修正・訂正すると条件で審議を行った。

◎ 賛成:14名 反対:2名 承認された。

(12) 青年委員会:役職について承認の件

・7月28日(火)の委員会で、委員長に小野 真路(印旛)氏、副委員長に青山 貴仁(松戸)氏、相談役に山岡 治(松戸)氏が決定した。

◎ 賛成:全会一致で承認された。

(13) 指導委員会:指導委員会規則について承認の件

・一般社団法人から公益社団法人に切り替える。

◎ 賛成:全会一致で承認された。

(14) 指導委員会:建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程承認の件

・一般社団法人から公益社団法人に切り替える。

◎ 賛成:全会一致で承認された。

<協議事項>

(1) 文化の日千葉県功労者表彰候補者の推薦について

・今回「令和2年度文化の日千葉県功労者表彰」表彰者候補者の推薦については時間的に間に合わず、対象者なしとして報告をした。推薦候補者としては東総支部の飯島茂信氏が推薦基準に該当しており、来年の文化の日功労者表彰に推薦する旨と、時期を見計らい理事会に審議事項として提案する。

(2) 叙勲候補者推薦願(山武支部・東総支部)

・山武支部の内田久雄氏は、日事連年次功労表彰、千葉県知事表彰、国土交通大臣表彰で表彰されており、事務所協会の役員歴も21年あり、叙勲推薦基準を満たしており、事務所協会として叙勲の推薦を願いたい。

・千葉県の推薦要領で選考上の留意事項に「候補者又はその関係する法人」が、「訴訟が継続中である場合、特に注意を払うこと。」となっており、推薦を見送った経緯があり、再度、千葉県に推薦について問い合わせをしたが、昨日現在、回答がありません。仮に、千葉県から問題が無いという返事であれば、提案どおりとさせていただきますが、総務委員会で議論し、次回の理事会に諮ります。併せて、事前に千葉県の内諾が必要であること。

(3) 継続中訴訟の取り下げについて

・現在、事務所協会でおこなっている訴訟(市川新田保育園関連)を取り下げ、内部で話し合うことが出来ないか。

・出席理事に対し訴訟の対応について意見を求めた。

・取り下げ 11名 ・取り下げない 1名 ・ノーコメント 3名

・何故、裁判を行っているのか? 「当時の会長が、理事会の承認を得ないで支払った」ことが問題で裁判となっている。一般法人法では一度、支払ったことに対し追認出来ない、解決に向けて話し合いが出来なかったため、監事が裁判を起こした背景がある。仮に取り下げをすると監事の責任になる。このことを理事の皆さんは理解してほしい。

・当時の会計監事の監査で、「執行した理事の責任において立替金は返済すること。」となっており、また、ISH特別委員会の報告書では「協会はアグリ構造設計に委託し、支出に関わった業務執行理事の責任において、損害賠償を求め、回収しなければならぬ」と記されています。私が監事を引き受けた時、これも引き継いだということで、この問題が解決しない限り、取り下げはいたしません。

・それぞれの立場、立場で意見もあることから、理事会として訴訟について取り下げるという結論には至らなかった。

(4) 内部監事通信について

・次回の理事会で時間(30分)対応する。

<報告事項>

(1) 会務報告

(2) 会員異動報告・正会員変更・退会者・休会復帰・賛助会員退会

(3) 定款第四章第16条8理事会報告年2回 6月・12月 業務報告(会長・副会長)

(4) 各委員会報告(総務委員会～)

(5) 各支部活動報告(支部議事録・支部事業報告提出確認)

(6) 無線LANの設置について(常任理事会先決事項) 報告事項ではなく、審議事項として取り扱った。

◎ 賛成:全会一致で承認された。

(7) 日事連:委員会等会議開催及びWeb出席者の際の費用弁済について

(8) 日事連:コロナ対策のための単位会支援について

(9) 日事連:地方公共団体等への共同要望書について

(10) 日事連:年次功労者表彰(単位会推薦)について

(11) 日事連:講習会実施に係る新型コロナウイルス感染予防に関するガイドラインの策定について

(12) その他